

令和 8 年 第 9 回 ひたちなか市教育委員会 7 月定例会 会議録					
令和 8 年 7 月 2 4 日（金）		開会 午後 4 時 0 0 分		閉会 午後 4 時 4 5 分	
場 所	市役所第 3 分庁舎 防災会議室 1				
出席委員	教育長 秋本 光徳	教育長職務代理者 佐藤 達	委員 鬼澤 宏幸	委員 大塚 佳代子	委員 原 嘉昭
欠席委員					
会議に出席した事務局職員	補 職 名				氏 名
	教育部長				箱崎 勝子
	教育担当参事				田村 寿俊
	参事兼教育政策課長				川崎 誠司
	学校管理課長				前橋 大介
	保健給食課長				金澤 幸浩
	参事兼指導課長				田中 正彦
	青少年課長				住谷 太一
	中央図書館長				近藤 貴史
	教育政策課課長補佐兼係長				風間 剛
	教育政策課主事				西野 晃成
議案審議等	議案第 2 1 号	ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定について【公開】			
	議案第 2 2 号	ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について【公開】			
	議案第 2 3 号	ひたちなか市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令制定について【公開】			
	議案第 2 4 号	ひたちなか市教育研究所設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定について【公開】			
	議案第 2 5 号	ひたちなか市文化財調査専門委員の委嘱について【非公開】			
	議案第 2 6 号	令和 9 年度小・中学校等特別支援学級（知的障害）において使用する教科用図書について【非公開】			

令和 8 年第 9 回 ひたちなか市
教育委員会 7 月 定例会 会議録

教 育 長	(開会の宣言)
-------	---------

議案第 2 1 号 ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期
日を定める規則制定について

保健給食課長	資料に基づき説明
(主な質疑・意見等) 特になし	
審 議 結 果	可 決

議案第 2 2 号 ひたちなか市共同調理場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則
制定について

保健給食課長	資料に基づき説明
(主な質疑・意見等) 特になし	
審 議 結 果	可 決

議案第 2 3 号 ひたちなか市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令制定について

保健給食課長	資料に基づき説明
(主な質疑・意見等) 特になし	
審 議 結 果	可 決

議案第 2 4 号 ひたちなか市教育研究所設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期
日を定める規則制定について

指導課長	資料に基づき説明
(主な質疑・意見等) 特になし	
審 議 結 果	可 決

議案第 2 5 号 ひたちなか市文化財調査専門委員の委嘱について

教育政策課長	資料(非公開)に基づき説明
(主な質疑・意見等) 非公開	
審 議 結 果	可 決

議案第 26 号 令和 9 年度小・中学校等特別支援学級（知的障害）において
使用する教科用図書について

指導課	資料（非公開）に基づき説明
（主な質疑・意見等）非公開	
審議結果	可決

全体質問・説明等

1. 教育研究所の移転と施設利用について

佐藤委員	教育研究所がヘルスケアセンターへ移転することだが、具体的に何階に入るのか。
指導課	ヘルスケアセンターの 1 階と 3 階を使用する。1 階の広い部屋を「いちよう広場」、もう一つの狭い部屋を「面談室」とする。3 階には職員の「事務室」と「面談室」を各 1 部屋配置し、計 4 部屋を使用する予定である。
佐藤委員	面談室が 2 部屋では不足するのではないか。
指導課	ご指摘のとおり、2 部屋とも埋まってしまうケースは想定される。その際は、健康推進課に相談し、空いている部屋を一時的に借りて運用する体制を整えている。
佐藤委員	相談に対応する職員は何名配置されているのか。
指導課	現在、教育相談員は 5 名配置している。普段は「いちよう広場」での対応や電話相談を行っており、面談の依頼があった場合は、この 5 名の中から 1～2 名体制で対応する。
佐藤委員	児童生徒が休憩したり遊んだりする場合は、1 階の「いちよう広場」となるのか。また、卓球台などを置いて遊べるスペースはあるのか。
指導課	児童生徒は、主に 1 階の「いちよう広場」を中心に活動する。また、移転前に比べ「いちよう広場」は広くなるため、従来どおり卓球台を置くことができる。
佐藤委員	移転後の旧教育研究所の建物の使い道は決まっているか。
教育長	教育研究所は、耐震補強が未実施であるためヘルスケアセンターへ移転する。したがって、恒久的な利用は想定していない。 また、これまで旧教育研究所が担っていた教職員の研修機能等については、各学校の空き教室等を利用して実施していただくよう依頼している。

2. 教育現場における生成 AI の活用と課題について

鬼澤委員	現在、AI 技術が著しく進化しており、企業でも AI の活用が重要なテーマとなっている。AI の発展が教育現場にどのような影響をもたらすか、十分なシミュレーションを行わなければ、非常に危険な事態を招くのではないかな。
指導課	小中学校での生成 AI の利用については、各 AI サービスの利用規約に準拠し、年齢制限を設けている。また、保護者の同意が必要な場合は同意書を取得し、年齢や発達段階に応じた使用手順を踏んでいる。
鬼澤委員	保護者の同意の有無によって、児童生徒間に利用環境の格差が生じる可能性があるということか。 「自由に使ってよい」という状況を放置すれば、児童生徒が自ら考えなくなる事態が生じる。市町村単位のみならず、国や世界規模の動向を踏まえ、教育現場における課題を積極的に提起していく必要があるのではないかな。
教育長	児童生徒自身が思考して仕上げる課題よりも、生成 AI を活用した方が質の高いものができ、それが評価されるという事態が今後生じる可能性がある。その場合、自ら努力を怠る方向に向かいかねない。教育においては、年齢に応じて培うべき力をしっかりと鍛えることが不可欠である。 また、国の動向を注視するとともに、教育委員会内でも本課題について協議を深めたい。今後、委員の皆様にも議論に加わっていただき、望ましい方向性を見いだしていきたいと考えている。
佐藤委員	読書感想文から大学の論文に至るまで AI による作成が可能となっている。利用自体には肯定的な側面もあるが、いかにしてモラルを維持するか、また教員がどのように対応し、適切に使用させるかというのが直近の課題であると考えてる。
鬼澤委員	技術の進化が急速であり、企業ですら苦慮する中、教育現場での負担は計り知れない。すでに AI に接している児童生徒に対し、単に言葉で禁止することは困難であり、法的な枠組み等の統制が必要であると考えてる。
教育長	生成 AI の使用を完全に制限できないのであれば、学校の課題の在り方自体を見直す必要がある。教員側も工夫を凝らし、単に AI の回答を写すだけでは済まないような課題を設定しなければならない。生成 AI の普及は産業革命に匹敵する変革と言われており、覚悟をもって対応していく。

教育長	(閉会の宣言)
-----	---------